

沖縄県民の民意を尊重し、沖縄県民及び沖縄県知事との意見交換を行うよう求める決議

2019年12月20日、2020年度国防権限法が成立した。同法の1260K条項によって、法の成立後180日以内に国防総省長官が連邦議会上院・下院の両軍事委員会に対して、アジアに展開する米軍の分散配備及び移転の検証を行い、これまでの計画が適切だったかも含めた報告書の提出を求めていることを名護市議会は歓迎する。なぜならこの法案によって、名護市の辺野古・大浦湾において、日米両政府が進める普天間飛行場の代替施設建設（以下、辺野古新基地建設）もその報告の対象となり、同条項に基づき、辺野古新基地建設の現状や今後予測される問題が正確かつ包括的に報告されたのなら、辺野古基地建設は米国にとって不利益にしかならないことが明らかになると考えるからだ。

2020年度国防権限法の1260K条項が正しく履行されるには、日本政府からの情報だけでは決して十分ではない。在日米軍専用施設の70%が集中する沖縄の知事や県民という直接の利害関係者からの情報や意見を収集することは不可欠であり、論理的であり、合理的であり、公平となる。また、同様に沖縄県民の民意を無視することができない。沖縄県民は、2018年9月、辺野古新基地建設への反対を表明して立候補した沖縄県知事を当選させ、2019年2月、辺野古新基地建設の是非をめぐる県民投票で圧倒的な反対の民意を示した。

同法の1260K条項の履行におけるこの法案の最低限の義務として、沖縄県民や沖縄県知事が長年にわたり辺野古新基地建設に反対する理由を真摯に検証し、連邦議会に報告することが必要である。そのためには、国防総省が沖縄県知事や沖縄県民との話し合いを持つことが不可欠となる。

米国カリフォルニア州バークレー市議会やマサチューセッツ州ケンブリッジ市議会は、沖縄県民の民意を尊重し基地建設がもたらす環境破壊を懸念する立場から、辺野古・大浦湾への新基地建設に反対する決議を可決した。そして2019年10月には、米国に拠点をもつ国際NGOが260種余の絶滅危惧種を含む5,300種の海洋生物が生息する辺野古・大浦湾の生物多様性の豊かさを評価し、辺野古・大浦湾一帯をホープスポットに認定した。さらに今現在、サンフランシスコ高等裁判所で日米の環境保護団体から沖縄のジュゴンの保護に関して、考慮の義務を怠ったか否かを問う訴訟が国防省に対して行われている。米国におけるこれらの取り組みは、国防総省が沖縄県知事や沖縄県民との話し合いを持つことが必要であることを示すものである。

以上のような状況を踏まえ、名護市議会は以下のことを決議する。

記

- 1 米国国防総省は、2020年度国防権限法の1260K条項を正しく履行するために、沖縄県民に情報と意見を求めること。
- 2 米国国防総省は、2020年度国防権限法の1260K条項を正しく履行するために、沖縄県知事に情報と意見求めること。
- 3 米国国防総省は、2020年度国防権限法の1260K条項を正しく履行するために、ジュゴン訴訟の原告に情報と意見を求めること。

- 4 米国連邦上院・下院議会は、国防総省長官が2020年度国防権限法の1260Kに基づき報告書を作成する際、直接的利害関係者である沖縄県民や県知事に情報や意見を求めたか確認すること。

以上、決議する。

令和2年3月27日

沖縄県名護市議会

宛先 米国連邦上院議員議長、米国連邦下院議員議長、
米国連邦上院議員軍事委員会委員長、米国連邦下院議員軍事委員会委員長、
米国国防総省長官